

この議案は小山田西地区の開発地区にあたり、下調べとしてボーリング調査を行います。

【場所説明】

地権者の方の同意を得たのでボーリング調査をするということでご理解していただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。事務局から追加説明をお願いします。

事務局 小山田西地区整備事業ということで、委員におっしゃっていただいたとおり、小山田西区画整理準備組合が少し前に設立され、事業が始まりかけている段階です。まずは道路整備のための地質調査を行い、区画整理ができるかどうかを判断します。

この調査の第1弾は、昨年実施済みです。今回は堺の方にアクセスする道路の堺市道畑下里線に向かう道路について地質調査をする聞いています。

お手元の意見書に関して意見をいただきましたら、大阪府農業会議に意見聴取をしまして、大阪府に許可申請書とともに意見書を提出し、許可をもらえるという流れになっております。

以上です。

議 長 ありがとうございました。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委 員 設定する使用貸借権の存続期間が許可日から12月22日に決まっていますが、これには何か理由があるのですか。

事務局 地質調査ということで都市整備課の方から委託業務が発注されておまして、それによると12月22日までで調査を終えるということ聞いております。

委 員 入札の期限が12月ということですか。

事務局 実際に調査をするのが12月22日までと決まっております。

委 員 3つのポイントの調査ということで区画整理とおっしゃったが、確認です。道路ではなく、区画整理なのですか。そのあたりをもう少し具体的に、支障のない範囲で教えていただきたいです。

事務局 区画整理では、公共の道路等もきちっと整備するという話がございます。その道路にかかる部分が今回の調査の対象になっております。

委 員 小山田に河内長野の消防署がありますよね。あそこから小山田の農村地帯を

通って西地区に府道が延伸されるわけです。その府道を作るためには、現状の道だけでは作れない。区画整理事業ができるのであれば道を延伸するという事です。

最終的に堺のほうから酪農団地の道がありますが、あれも拡張されます。

それとつなぐ計画があります。昨年にボーリング調査を依頼されて、私がここで説明させていただいた案件もありますが、これは第2弾です。ただその4m四方の土地をボーリング調査するだけです。だから12月ぐらいにはもう終了するという事です。

委員 道路幅は何mですか。

委員 幅は12mの片側2車線だと思います。

委員 今回は市道のところですね。

委員 はい。府道から集落の方に伸びる市道の周りということですか。

委員 堺アクセス道路に接続する道路ができます。府道に対して横切る形で堺に行く道ができます。

委員 それに関連して、その周辺の田も区画整理をするということですね。

委員 そうです。あの周辺の農地は5年ぐらいすれば全部なくなります。

委員 道路整備だけでは援助されず、周辺地域の整備も併せて行う必要があります。

委員 余談ですけど、道路沿いの区画整理というところで、3ヶ所のポイントだと少ないと思います。

委員 まだこれからあると思います。

委員 分かりました。

事務局 農地以外のところも調査されています。

委員 山林もありますよね。

委員 分かりました。なぜ3ヶ所と少ないのかなと思いました。

議 長 他にご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第17号1番案件につきまして、案件の朗読をお願いします。

事務局 議案第17号 農用地利用集積計画の作成について

次のとおり、河内長野市長から農用地利用集積計画の作成について諮問があったので、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の意見を求める。

令和5年9月6日提出 河内長野市農業委員会会長 垣内 俊夫

1番案件 朗読

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律により、経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の経営面積・従事日数などの許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

農林課 議案第17号1番案件につきまして、ご説明申し上げます。

今回、利用集積計画の作成を申し出た借り手、貸し手及び対象農地については議案書のとおりでございます。

本件につきましては、●●氏が農業経営を開始するために、河内長野市農用地利用集積支援制度を活用して新たに利用権を設定するものであります。

まず、●●氏は、徳島県の農業高校を卒業した後、当該農地において●●氏の指導を受けながら20年間野菜づくりを行ってこられました。

しかし、●●氏は農業経営の継続が体力的に厳しくなり、●●氏が自立して経営を行うために利用権の設定を行うこととなりました。

当該農地は外環状線に面しており、市内各地へのアクセスが良好なことから、資材・農機の搬入や出荷において利便性の高い場所となっております。

現在当該農地においては、イチジク、トマト、なす、オクラ、キュウリ、ピーマン等を栽培しておられます。

●●氏はこれらの栽培を引き継いだうえで、現在雑草が繁茂している部分についても活用を進めていく意向です。

当該利用権設定により遊休農地の削減、当地区の農業振興並びに景観の保全についても有効な手段であると判断し、申請を受理し本諮問に至った次第でございます。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

地区委員 それでは、議案第17号1番案件について、ご説明させていただきます。

【場所説明】

今ご説明がありましたように、●●氏は高齢で88歳とおっしゃっていました。以前は●●氏と一緒に耕作されていましたが、もうできないので●●氏に耕作をお願いしたいということでした。

●●氏は先程説明がありましたように、徳島県の農業高校を出られた後にこちらで農業をされ、「あすかてくるで」等で出荷されております。

賃料等は、5年間無償で対応するとおっしゃっておられました。

8月2日の調査では、農林課、事務局、会長、私、●●氏本人、●●氏はお勤めをされているので●●●●●●が立会いをされました。お二人ともお隣同士で、会長もよくご存知だということでしたので、一緒に立ち会っていただきました。

以上よろしくご審議お願いします。

議長 ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

委員 ここは開発エリアに入っていないのですか。

委員 この場所は入っていません。手前までしか入っていないです。

議長 他にご意見ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第17号2番案件の借り手は●●委員本人であるので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定（自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない。）によりまして、本議案審議の間、退席を求めます。

で、土地を管理しにくいことから管理していただける方を探しておられたところ、●●委員とマッチングしたということで今回の申請に至っております。

●●委員については皆様ももうご存知で、農林課さんからの説明もあったように色々されておりますので、安心して借りていただけたらと思っております。

以上よろしくご審議をお願いします。

議 長 ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

委 員 周りは結構店舗や宅地が多いところだと思うのですが、ここは水路があるのですか。

委 員 水路は通っています。

委 員 分かりました。

議 長 他にご意見ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。

(●●委員着席)

これで審議案件4件は終了しましたので、報告案件に入りたいと思います。本日も報告申し上げます案件は、2件でございます。ご質問ご意見につきましては、報告案件終了後に承りたいと存じます。

では、報告第14号案件の朗読をお願いします。

事務局 報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

次のとおり、農地転用による所有権移転の届出を受理したので、委員会に報告する。

令和5年9月6日提出 河内長野市農業委員会会長 垣内 俊夫

1 番案件 朗読

宅地開発による転用で、市街化区域内の農地であり、水利組合と隣接農地にも承諾をもらっており、周囲に迷惑をかけないようにします。また、苦情もありませんということで受理するもので、問題はないと考えます。

2 番案件 朗読

駐車場と建築用の資材置き場への転用で、届出失念事案ですが、これまで、周囲に迷惑をかけないよう配慮しており、苦情もないということで受理することで問題はないと考えます。

なお、対象地につきましては、市街化区域内の農地であることから、農地法第5条第1項第6号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出書に添付すべき書類が添付されていない場合など、届出を受理しない場合に該当しないため、本件受理については、問題ありません。

以上です。

議 長 以上、報告案件2件、ご報告をいただきました。皆さんのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、以上をもちまして、本日の審議案件と報告案件を終了させていただきます。

河内長野市農業委員会に関する規程第18条第3項の規定によりここに署名する。

議長	垣内 俊夫	
署名委員	峯芝 謙次	
署名委員	比嘉 一美	

協 議 会

協議事項

- 1 10月定例農業委員会について
開催日 令和5年10月10日(火)午後1時30分から
場 所 行政委員会室
- 2 農業委員会大会の参加について
- 3 大阪農業時報第852号について
- 4 農業委員会だよりの発行について
- 5 活動記録カードについて
- 6 その他

令和5年9月定例農業委員会出欠状況

【農業委員14名・推進委員6名】

番号	氏名	委員・役職名	出欠状況	備考
1	峯芝 謙次	農業委員・副会長	出席	議事録署名人
2	峯垣外 薫	推進委員	出席	
3	増田 勝紀	農業委員・幹事・企画編集委員	欠席	
4	小西 康之	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
5	藪本 源悟	推進委員	出席	
6	新谷 直美	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
7	谷口 耕一	推進委員	出席	
8	西 定彦	農業委員	出席	
9	垣内 俊夫	農業委員・会長	出席	議長
10	北谷 清一	推進委員	出席	
11	田中 一郎	農業委員	出席	
12	前田 一郎	農業委員	出席	
13	泰中 利郎	推進委員・幹事・企画編集委員	出席	
14	宗野 敏雄	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
15	松浦 孝次	農業委員	出席	
16	池西 一郎	推進委員	出席	
17	小澤 勝	農業委員	出席	
18	村田 洋三	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
19	中野 毅	農業委員	出席	
20	比嘉 一美	農業委員	出席	議事録署名人